

重要事項説明書

1) 小売電気事業者の名称・登録番号

名 称	エネックス株式会社
所 在 地	東京都東村山市本町 2-19-4
電 話 番 号	お客様サービスセンター 042-397-5111
登 録 番 号	A-0200
対 応 時 間	年中無休 24 時間対応

エールでんきの販売は電気小売事業者であるエネックス株式会社が行います。

2) 供給電圧及び周波数

当社は送配電事業者に供給設備を確認の上、次のいずれかの電圧で電気を供給いたします。
供給電圧 100V・200V 周波数 50Hz とします。

3) お申し込み方法

本契約は、「電気供給契約申込書」によりお客様からのお申し込みを受け、当社が受諾して成立し、解約されるまで継続します。

ご契約いただく内容は、「電気供給契約申込書」や「電気事業のご説明」をご確認ください。
なお、電気料金のメニューは下記の通りです。詳細は、「電気事業のご説明」をご確認ください。

従量電灯ベーシックメニュー (10A・15A・20A・30A・40A・50A・60A)

従量電灯スペシャルメニュー (6 KVA 以上)

低圧電力 (低圧は電灯とセットでの申し込みとなります。)

エールでんきは上記メニューの付帯サービスです。

4) 供給開始予定日

供給開始予定日は、原則として以下の通りとなります。なお、供給開始日は、改めてお客様にお知らせいたします。

・スマートメーター未設置の場合：

お申込み後所定の手続きが終了した日から起算して 8 営業日に 2 暦日を加えた日以降到来する最初の検針日

・スマートメーター設置済みの場合：

お申込み後所定の手続きが終了した日から起算して 1 営業日に 2 暦日を加えた日以降到来する最初の検針日

5) 電気料金の計算方法および料金メニュー

当社は、送配電事業者が計量した電気ご使用量を計量日以降に受領し、その値を元に電気料金を計算致します。お客様が電気供給開始から最初の計量日までの日数または解約前において直近計量日から解約日までの日数が30日未満の場合、基本料金を日割計算して電気料金を算出、ご請求いたします。

電気料金の詳細につきましては、電気料金表をご確認ください。

6) スマートメーターの設置・お取り換えについて

ご契約時点でスマートメーターが設置されていないお客様は、ご契約成立後、送配電事業者（東京電力は50ヘルツ地区）よりスマートメーターの設置または交換作業を致します。設置・交換についての費用は原則としてかかりません。

7) 工事費用・その他需給に関わる費用

供給開始に伴い工事費用負担が発生し、送配電事業者が算定した費用が当社へ請求があったものは、当社がお客様へご請求いたします。その他お客様が不正に使用した際の違約金など送配電事業者から当社に請求される費用についても同様に、お客様ご請求いたします。

8) 電気料金のお支払い方法

当社が提供するセット割（ガス・電気セット割など）をご利用のお客様は、原則として全ての料金を合算してお支払いいただきます。すでに当社のガスをご利用のお客様があわせて電気セット割をお申込みいただく場合、お支払方法について特に変更なければガスと料金と同じお支払方法にてお支払いいただきます。

お支払方法は原則として口座自動振替またはクレジットカード、コンビニエンスストアでのお支払いとなります。

9) 契約期間について

契約期間は、供給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降、原則として1年間とし、契約期間満了に先だつて需給契約の消滅または変更がない場合、需給契約は契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。ただし付帯契約（付帯メニュー）にて別途期限を定めている場合や、契約経過年数ごとの割引価格を定めている場合はその期限、価格によります。

10) 電気の供給に関する遵守事項とお客様へのご協力をお願い

電気の需給にあたり、送配電事業者が定める託送供給等約款に規定された、以下の事項を遵守していただきます。また当社もしくは送配電業者からお客様に以下の事項へのご協力をお願いする場合があります。

- ・お客様の電気のご利用に際し必要な設備の工事などのための作業用地の確保
- ・電気の供給および保安上の必要がある場合に、事前のお知らせ後には送電事業者が実施する停電（お客様の電気の使用の中止または制限）
- ・お客様の承諾を得た上で、送配電事業者が必要な業務のために実施するお客様の土地・建物への立ち入り
- ・お客様の電気のご利用に伴い他者の電気の使用を妨害する恐れがある場合の、電気の品質の維持・改善のために必要な装置・設備の施設
- ・電気工作物に異常もしくは故障がある、またはその恐れがある場合、もしくはお客様が電気工作物の変更の工事を行い、その工事が完成した場合にはその旨の通知

11) 個人情報取扱いについて

お客様からお預かりした個人情報は、当社のプライバシーポリシーに基づき利用・管理することをご承諾していただきます。当社の個人情報取り扱い要項につきましては当社のホームページをご確認ください。

12) お客様の申し出による契約変更・解約について

契約内容のご確認、契約の変更、転居に伴う届出、解約手続き等につきましては、エネックス株式会社お客様サービスセンターまでご連絡ください。

13) 契約解約による違約金

解約による違約金は原則として発生いたしません。ただしお客様が電気設備を新しく設置または変更していた場合に、その電気設備の撤去または変更を伴う解約を行うときで、設備を新しく設置した日または変更した日から 1 年を経過していなければ清算金や工事負担金を請求する場合があります。また付帯契約にて違約金の定めがある場合は、その方法によります。

14) 当社から契約の変更を行う場合

当社は送配電事業者が定める託送供給等約款や関係法令等の改正、社会的経済的な影響等当社が必要と判断した場合には、電気需給約款や電気料金メニュー、付帯メニューを変更する場合があります。その場合には予め当社ホームページにてご案内いたします。

15) 当社から契約の解約を行う場合

お客様と当社の契約状況（お支払状況含む）により、当社がお客様との契約の継続が困難であると判断した場合、あるいは支払期限日を過ぎても料金をお支払が確認できない場合やお客様が当社の電気供給約款違反した場合は当社から本契約を解約することがあります。

16) 付帯メニューについて

電気供給契約とともに付帯メニューを選択する場合は、「エールでんきのご説明」をよくお読みください。主に、当社供給のプロパンガス、インターネット光回線（平成28年7月開始予定）とのセット割引が可能な付帯メニューとなっています。

17) クーリングオフについて

お客様が特定商取引に関する法律にいう訪問販売や電話勧誘でお申込み（またはご契約）された場合、お客様はその内容を記載した書面（電気供給申込書「お客様控え」）を受領した日を含む8日間は、書面によりお申込みの撤回（契約成立後は契約の解除）をすることができ、その効力はおお客様が書面を発信したときに生じます。なお、お申込みを撤回された際に、従前供給を受けていた小売電気事業者との供給契約が解除されている場合、お客様は新たな小売電気事業者と契約をしていただく必要があります。

18) その他の注意点

お客様が現在の小売電気事業者から電気契約を切り替えることによって、解約にともなう不利益事項が発生することがあります。現在契約している事業者との契約内容をご確認ください。

お客様には、現在かつ将来にわたって暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、総会屋等の反社会的勢力に該当しないことを表明し、保証していただきます。

また、本書記載事項の詳細については、別途お渡しする電気供給約款及び、電気料金表等をご確認願います。電気供給約款は当社ホームページからもダウンロード出来ます。